

軽自動車税（種別割）の減免の対象となる障害の範囲

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級及び5級
音声機能障害又は言語機能障害		3級 (こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級
小腸機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
肝臓機能障害		1級から4級までの各級
知的障害		愛の手帳1度から3度まで
		療育手帳総合判定A(重度)
精神障害		1級(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けている場合に限る。)